

排水設備指定工事店の 新規指定の申請、変更等の届出について

(令和8年4月 更新)

1 新規指定又は指定を更新するとき

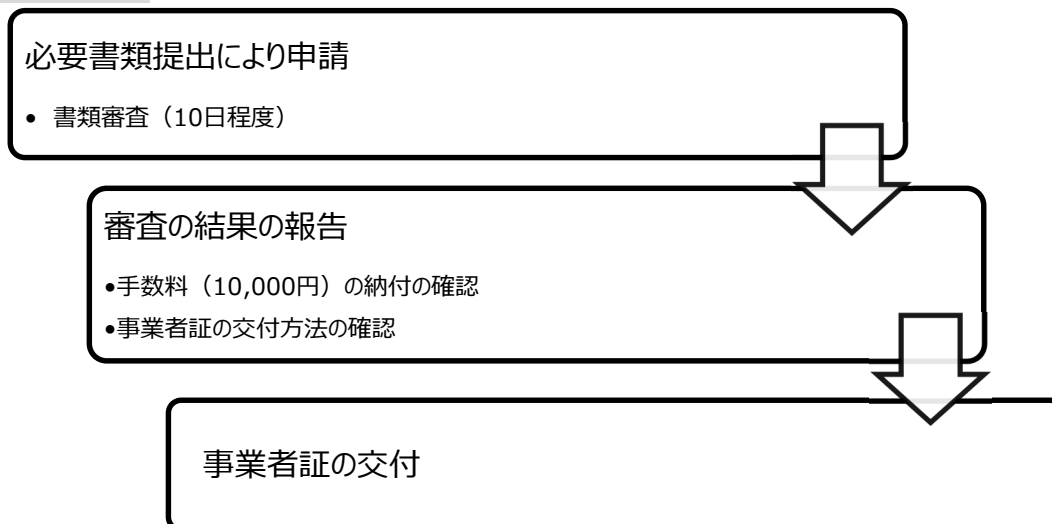
更新は、有効期間満了の日の30日前までに提出してください。

申請に必要な書類 個人事業者と法人事業者で、必要な書類が異なります。

書類名（個人・法人 共通）		備考
1	倉吉市排水設備指定工事店 申請書（新規・継続）	様式第1号
2	代表者の誓約書	様式第2号
3	機械器具調書 及び 写真 ・掘削及び埋戻し器具 ・管切断器具 ・水準測量機器 ・勾配器 ・その他必要な器具	
4	営業所の平面図、写真及び付近見取図	
5	選任される責任技術者の名簿	他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、兼任している営業所及びその情報
6	選任される者の排水設備工事責任技術者証の写し	
7	選任される者の雇用関係を証する書類	
8	倉吉市排水設備指定工事店証	有効期間が満了のもの 指定更新のとき
9	代表者の住民票の写し [※] 外国人は、外国人登録証明書の写し	直近のもの
その他確認事項		
・ 事業所の案内（営業日時、FAX 番号、メールアドレス など）		
書類名（法人のみ）		備考
10	定款の写し	直近のもの
11	登記事項証明書	直近のもの

※「住民票の写し」とは、発行機関から発行されたものをいい、コピー機で複写したものではありません。

指定までの流れ



2 指定事項を変更したとき

変更後、速やかに提出してください。

届出に必要な書類 指定事項の変更の内容 及び 個人事業者と法人事業者で、必要な書類が異なります。

(1) 名称 又は 所在地 を変更する場合

書類名（個人・法人 共通）		備考
1	倉吉市排水設備指定工事店 変更届出書	様式第5号
2	営業所の平面図、写真及び付近見取図	所在地の変更のとき
書類名（法人のみ）		備考
3	登記事項証明書	直近のもの

(2) 代表者を変更する場合

書類名（法人のみ）		備考
1	倉吉市排水設備指定工事店 変更届出書	様式第5号
2	代表者の誓約書	様式第2号
3	代表者の住民票の写し [※]	直近のもの
4	定款の写し	直近のもの
5	登記事項証明書	直近のもの

※「住民票の写し」とは、発行機関から発行されたものをいい、コピー機で複写したものではありません。

※個人事業者の場合、指定の廃止→新規指定の申請となります。

(3) 責任技術者を変更する場合

書類名（個人・法人 共通）		備考
1	倉吉市排水設備指定工事店 変更届出書	様式第5号
2	選任される責任技術者の名簿	他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、兼任している営業所及びその情報
3	選任される者の排水設備工事責任技術者証の写し	新規に選任するとき
4	選任される者の雇用関係を証する書類	新規に選任するとき

(4) 組織の変更の場合（有限会社→株式会社）

書類名（法人のみ）		備考
1	倉吉市排水設備指定工事店 変更届出書	様式第5号
2	定款の写し	直近のもの
3	登記事項証明書	直近のもの

(5) 指定の休止 又は 再開 する場合

書類名（個人・法人 共通）		備考
1	倉吉市排水設備指定工事店 変更届出書	様式第5号

3 指定を廃止するとき

廃止後、速やかに提出してください。

届出に必要な書類

書類名（個人・法人 共通）		備考
1	倉吉市排水設備指定工事店 変更届出書	様式第5号
2	倉吉市排水設備指定工事店証	
3	倉吉市排水設備工事指定業者標示板	A 4横プラスチック板 R2.4 以降に新規指定の場合、 標示板はありません
4	指定工事店に関する書類等の紛失について	2,3 紛失の場合のみ

4 指定工事店証を再交付するとき

届出に必要な書類

書類名（個人・法人 共通）		備考
1	倉吉市排水設備指定工事店証再交付申請書	様式第4号

5 組織変更又は合併の場合の手続き方法

内容	例	手続きの方法
法人化	個人から法人へ／法人から個人へ	指定の廃止→新規指定の申請
相続	相続人が事業を継続	指定の廃止→新規指定の申請
組織変更	合同・合名・合資会社から株式会社へ	指定の廃止→新規指定の申請
	有限会社から株式会社へ	指定事項（名称）の変更
合併	会社 A が会社 B を吸収	会社 A：指定事項の変更 会社 B：指定の廃止
	新会社設立	指定の廃止→新規指定の申請

倉吉市上下水道局 工務課 給排水係

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722

電話 **(0858) 27-0631**

Mail **suidou23@city.kurayoshi.lg.jp**

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 土日祝日を除く

